

令和6年6月14日（金）午前11時 説明会配布

WTO

令和6年6月4日付け公告第99号

土木部要求

空港用高速ロータリ除雪車（2.6m級） 1台

入札説明書

[物品調達契約]

福島県出納局入札用度課

入札説明書

この入札説明書は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内 堀 雅 雄

2 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 空港用高速ロータリ除雪車（2.6m 級） 1 台
- (2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日(火)
- (4) 納入場所 福島県福島空港事務所（福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田 21 番地）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、下記の 5 の(1)に示す場所に、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して資格を得ること。ただし、申請時期によっては、資格審査が終了できない場合があるので注意すること。

- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「資格確認申請書」という。）に次のアからエまでに掲げる書類等を添付し、令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 5 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知

書（様式 2）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの証明書（参考様式 1 その 1）。製造業者自ら参加する場合は納品確約書（参考様式 1 その 2）。

イ 納入物品の仕様書（参考様式 2）

(ア) 納入物品の内容が網羅されているものであること。

(イ) 納入物品の外観及び基本構造がわかる図面等が添付されていること。

(ウ) 納入物品のメーカー名及び規格等が明示されていること。

(エ) 納入物品のカタログ又は写真等が添付されていること。

ウ 納入実績調書（参考様式 3）

本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品に関する過去 2 年間の納入実績（民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

エ 納入物品の検査設備等調書（参考様式 4）

(ア) 日本国内に検査設備等を有することを証明するもの（整備工場の名称及び所在地、入札者との関係、過去 2 年間の点検整備実績等が明示されていること。）。

(イ) 技術員の派遣体制（保守及び修理体制、緊急時の連絡方法及び体制、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。）

(2) 入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式 3）を **令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 5 時まで**に下記 5 の(1)に示す場所に提出すること。

なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

また、納入実績による免除申請者は、上記 4 の(1)ウに財務規則第 249 条第 1 項第 2 号（別記 1）に該当する実績を記載すること。

5 入札書の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県出納局入札用度課
電話 024-521-7413 F A X 024-521-7962

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和 6 年 6 月 14 日（金） 午前 11 時 福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎 3 階)

(3) 資格確認申請書及び入札保証金納付免除申請書の提出期限及び提出場所

令和 6 年 6 月 26 日（水） 午後 5 時 福島県出納局入札用度課(西庁舎 3 階)

なお、郵送による提出を可とする。

(4) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

ア 持参する場合

令和 6 年 7 月 17 日（水） 下記 5 の(5)にある開札時刻

福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎 3 階)

イ 郵送による場合

令和 6 年 7 月 16 日（火）午後 5 時 福島県出納局入札用度課

(5) 開札の日時及び場所

令和 6 年 7 月 17 日（水）午後 1 時 30 分から

福島県出納局入札用度課入札室において開札する。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)又はその写し
 - イ 委任状(様式5) ※代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、**入札書**を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。
 - ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)
 - イ [7月17日開札「件名: 空港用高速ロータリ除雪車(2.6m級) 1台」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もることとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。**
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)又は福島県が発行する納入通知書で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(5)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、出納局担当者から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。

- (4) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人
が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うもの
とする。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所におい
て再度入札に付すことができるものとする。
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 初回入札が無効（ただし、下記12の(5)～(7)に該当する場合を除く）となった者は、
再度入札に参加できないものとする。
- (7) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したも
のとする。
- (8) 開札に立ち会う場合に持参する物
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求める
ことがあります。）
 - イ 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し
 - ウ 委任状（様式5）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
 - エ 予備の入札書用紙（様式4）及び見積書用紙（様式6）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。ま
た、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説
明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合
において、当該仕様書等について疑義がある場合は、物品購入（修繕）一般競争入札
仕様書等に関する質問書（様式7）により令和6年6月19日（水）午後5時までに
関係職員に説明を求めることができる。
県は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）にて、福
島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とす
るが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けな
なければならない。
- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ
確実に到達するよう提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るた
めに連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり
代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等につ

いて通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記 3 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

17 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

18 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

19 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

20 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

21 当該調達契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)、(4) (略)

2 (略)

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(11)まで (略)

- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13)から(18)まで (略)

2 (略)

金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期限内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている

と認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置

命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（苦情検討委員会からの要請等）

第 16 条 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。（契約外の事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 18 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福 島 県 印
代表者 福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 住 所
氏 名

福島空港
空港用高速ロータリ除雪車
(2.6m級)

購入仕様書

令和6年4月

福島県

第1 一般事項

1 適用範囲

この購入仕様書（以下「仕様書」という）は、福島空港における滑走路、誘導路及びエプロン等の除雪作業に使用する高速ロータリ除雪車(2.6m級)（以下「ロータリ車」という）の購入に関する仕様を示すものである。

2 適用基準等

(1) 車両の構造等は、本仕様書に規定する以外の事項は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年5月25日法律第51号）に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

(2) 車両に使用する材料及び部品等は全て新品とし、日本工業規格（以下「JIS」という。）に適合すること。

なお、JIS以外の規格に適合するものを使用する場合、JISと比較対照するための関連外国規格又は類似外国規格等との比較表を提出して、当県が指定する職員（以下「発注者」という）の承諾を受けること。

3 納入品目及び数量 空港用高速ロータリ除雪車（2.6m級） 1台

4 納入場所 福島県福島空港事務所（福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21番地）

5 納入期限 令和8年3月31日（火）

6 承諾事務

受注者は、契約締結後速やかに車両製造に関する詳細な調整を行い、その協議結果に基づき、設計概要書、製作仕様書、詳細設計書、付属品及び予備明細書、強度検討書及び各種計算書、詳細製造工程表を作成し、発注者の承諾を得ること。

7 仕様書等の遵守、管理及び改善

受注者は、仕様書等を遵守し常に適切な管理を行い、不明箇所については、速やかに発注者と十分に調整を行うこと。改善の必要が認められる事項が発生した場合は、発注者と協議を行うこと。

8 打ち合わせ

作業の円滑化を図るため、必要に応じ打ち合わせを行うものとする。打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し、発注者の承認を得ること。

9 報告

受注者は、発注者と連絡を密にし、発注者の要求がある場合は、作業状況について、報告しなければならない。

10 現地取扱説明及び実技指導

受注者は、納入後速やかに現地関係職員に対し、ロータリ車の性能及び装置全般にわたる取扱説明及び実技の指導を行うこと。取扱説明の期間等及び詳細については、発注者と協議すること。
なお、本取扱説明及び実技指導等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

11 疑義等

受注者は、本仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者の解釈に従うものとし、また、特に、明記されていない事項であっても、本件に付随して当然必要となる事項については、実施すること。

12 秘密の厳守

受注者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らし、またはこれを他に流用してはならない。

13 部品の補給及び保守体制

- (1) 基本車両及び作業用ユニットに係る定期点検又は故障時の点検にあたり、部品については納入後 10 年以上の補給体制が確保されていること。
- (2) 日本国内に支社又は代理店等が存在し、基本車両及び作業用ユニットに係る保守体制及び部品等の補給について、迅速かつ的確な対応が可能なこと。

14 保証

ロータリ車を納入後 1 年以内に、設計及び製造上の欠陥に起因する事故、故障等が発生し、あるいは、保守運転上に不都合を生じた場合は、納入者の責任において無償修理するものとする。
また、その瑕疵が発注者と協議し、納入者の故意若しくは重大な過失によって生じたものと判断される場合は、保証期間経過後であっても、納入者に無償修理及び改造を行わせることがある。
ただし、福島県の運用保守に重大な欠陥があった場合はこの限りではない。

15 紛争の処理

ロータリ車購入に際し紛争が発生した場合は、全て受注者において処理しなければならない。

16 提出書類

完成図書（日本語） 2 部

※上記完成図書の内容は、設計概要書、制作仕様書、詳細設計書、強度検討書及び各種計算書、詳細製造工程表、部品構成表、予備品一覧、装備品一覧、付属品一覧、各種試験成績書、写真、打合せ議事録、その他発注者が指示するものにより構成し、その詳細は発注者と協議すること。

取扱説明書（日本語版）製本版 2 部

簡易取扱説明書（日本語版）製本版・電子データ 各 2 部

※上記取扱説明書は耐久性を有する表紙であり、写真等を使用して説明する構成であること。

17 検査

検査は、日本国内の工場及び納入場所において、発注者立ち会いの下に下記の検査を行うものとする。

公的機関の検査により確認されている事項については、その検査を省略することがある。なお、完成検査に必要な設備、測定機器及び消耗品はすべて受注者の負担で準備すること。

- (1) 外観検査
外観検査は、本仕様書に基づき、定地において寸法、外観、溶接、塗装及び装備品の納まり状況について検査をする。
- (2) 作動検査
作動検査は、走行及び作業装置の作動について検査する。
- (3) 性能検査
性能検査は、本仕様書に基づき、各性能を検査する。
- (4) その他検査職員が指示する内容を検査する。

第2 性能

1 除雪性能

(1) 除雪作業量

新雪において、下表の数値以上を満たすこと。

		普通速度	高速度
除雪作業量		2,600 t/h	2,300 t/h
条 件	雪密度	0.3 g/cm ³	0.3 g/cm ³
	雪堤高さ	170 mm	100 mm
	除雪作業幅	2,600 mm	2,600 mm
	投雪距離	27 m	18 m
	作業速度	20 km/h	30 km/h

(2) 最大除雪幅 2,600 mm

(3) 投雪距離（下記数値以上を満たすこと）

速度段	1	2	3
投雪距離(m)	18	27	45

(4) 最大除雪高（除雪機構全面高さ） 1,700 mm以上

(5) 最高走行速度 40 km/h 以上

(6) 運転室内騒音レベル

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号）

第I管理区分に準ずるものとする。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による）

第3 構造及び必要条件

1 主要諸元

- (1) 全長（走行姿勢） 8,600 mm 以下
- (2) 全幅（除雪装置を含む） 2,600 mm
- (3) 全高（黄色灯火上端まで） 3,800 mm 以下
- (4) 最低地上高 300 mm 以上
- (5) 車両総質量（乗員定員2人含む） 22,000 kg 以下
- (6) 最小回転半径（最外側車輪中心） 8.0 m 以下

(7) 乗車定員		2 人
2 車体		
(1) 機関		
形式	水冷式、ディーゼル機関 国土交通省 平成 26 年規制排出ガス対策型	
定格出力		430kW(600PS) 以上
(2) 駆動方式	総輪駆動式	
(3) 走行装置		
後車軸または前後車軸に懸架装置を有すること		
(4) タイヤ		
種類	スノータイヤ	
(5) かじ取り装置	油圧式車体屈折機構式	
(6) けん引装置		
形式	固定式(ワイヤ外れ防止付き)	
容量		45.0 kN 以上
3 除雪装置		
(1) 形式	ツーステージ形、ロータリ除雪装置	
(2) 諸元		
全幅		2,600 mm
最大除雪高		1,700 mm 以上
雪切板(左右)		地上から 2,500 mm 以上
(3) オガ装置		
形式	リボンスクリュー形 (オガ 両端のみチップ付、オガ空転防止装置付)	
安全装置	シャープレス式	
カッティングエッジ	ウレタンゴム製(可動式(可変式))	
(4) ブロワ装置		
形式	遠心式	
安全装置	シャープレス式	
(5) 除雪装置用昇降装置		
形式	4 点支持平行リンク式	
昇降範囲		地下 100 mm～地上 300 mm以上
(6) ブロワケース		
形式	放射角可変形	
投雪角可変範囲	左 50 度以上～右 40 度以上	
(7) シュート		
形式	ブロワケース固定形、旋回・放出角可変式 (投雪時に流線状になり、ダンプへの積込みができる形状)	
旋回角		300 度 以上
キャップ角度調整範囲		100 度 以上
(8) 雪こぼれ防止板	固定式	左右各 1 式
(9) 支持車輪	固定式 リットゴムタイヤ 油圧調整式 50 mm	

4 運転室

(1) 運転室

構造	全鋼製密閉形
窓	
前・後	熱線入、合わせガラス
側(上下)	強化ガラス、又は合わせガラス
側(扉)	スライド式、強化ガラス、又は合わせガラス
ハンドル位置	左ハンドル

5 運転装置

(1) 作業速度自動制御装置

形式	全負荷速度自動追従形
制御速度	(右記の範囲以上とする) 1~30 km/h
安全機構	手元操作優先 (緊急時、簡単確実に手動運転に切換えできる機構を設ける。)

(2) 計器類

運行記録計(速度計、機関回転数記録、7日計)	
アワーメーター	1 式
水温計	1 式
充電警告灯	1 式
燃料計	1 式
油圧警告灯(走行用油圧回路補給用)	1 式
油温警告灯(走行用油圧回路用)	1 式
機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式
その他標準計器類	1 式

(3) 照明装置類

前照灯	2 灯 以上
前部霧灯又は前部作業灯	2 灯 以上
前方作業灯	1 灯 以上
後方作業灯	2 灯 以上
黄色灯火(散光式)	2 灯 以上
大型後部反射器	1 式
その他標準照明装置類	1 式

(4) 視野確保装置

カーヒーター又はエアコン	1 式
スノーブレード付ワイパー	1 式
1) 前面	電動式、平行リンク2連式
2) 後面	電動式
3) 側面	電動式 左右各1個
ウインドウォッシャー	電動式、前面 1 式
後写鏡等	1 式
1) バックミラー(熱線入り)	左右各1個

2) ルームミラー		1 個
3) アンダーミラー		前 2 個、後 1～2 個、側 2 個
(5) 警報装置		
警報器		1 式
ホイイスアラーム	自動車本体後部(音圧 80dB(A)以上、1mにて) (左右方向指示及び後退時に音声案内が作動するもの)	1 式
非常用信号具	発炎筒、赤旗、携帯用赤色電灯 各 1 個	1 式
(6) 装備品		
床マット	防寒用	1 式
消火器	ABC 粉末、1.8 kg以上	1 式
点検灯用コンセント	DC24V コンセント	1 式
無線用電源	DC-DC コンバータ(24V-12V, 5A)オスメスコネクター付	1 組
エアバンド受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数範囲 144MHz～146MHz, 430MHz～440Hz ・電波形式 F3E/F2D ・メモリーチャンネル数 200ch 以上 ・アンテナインピーダンス 50Ω ・アンテナ端子 M型 (1 系統) ・電源電圧 DC13.8V±15% ・接地方式 マイナス接地 	1 式
受信機用アンテナ	120MHz 帯	1 式
空港連絡用無線機	<ul style="list-style-type: none"> ・一般業務用無線機 ・定格送信出力 1W～10W ・周波数 142MHz～162.0375MHz ・電波形式 F3E/F2D ・アンテナ接栓 N型 	1 式
	(マイク・スピーカー・無線機免許関係書類作成及び申請手続き費用含む)	
無線機用アンテナ	150MHz 帯	1 式
熱線入テルランプカバー	ワヤ式(1000W/m ² 以上)	1 式
バッテリーメインスイッチ		1 式

第 4 銘板等

1 製作者銘板及び調整表

各機器には必要に応じ、製作者所定の銘板及び各種調整表を取付けること。

2 ランプステッカー

スイーパーの前面及び後面には、ランプステッカーを掲示するための取付け金具又は穴を設けること。なお、その寸法や取り付け位置等については、発注者の指示による。

第5 塗装・表示

1 塗装及び文字入れ表示等

ロータリ車の塗装は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、外部色及び標示の詳細は発注者と協議の上決定すること。

記入箇所	記入文字	文字の寸法	字 体
車体両側面	車番（別途指示）	適 宜	丸ゴシック体
	福 島 県	適 宜	丸ゴシック体
車 体 上 面	車番（別途指示）	適 宜	丸ゴシック体

第6 付属品及び予備品

(1) 付属品

油圧ジャッキ	15t ハンドル付（ロータリに収納）	1 基
車輪止め	（ロータリに収納）	2 個
付属工具		
1) グリスポンプ	ノズル付	1 個
2) 作業灯	60W 以上（ケーブル 10m 付き）	1 個
3) 鉄製工具箱	（ロータリに収納）	1 個
その他必要な工具箱（メーカー標準工具等）		1 式

(2) 予備品

カッティングエッジ	2 組	1 式
-----------	-----	-----

(3) 付属品及び予備品収納箱

長大品を除く付属品及び予備品は、木製若しくは鋼製の鍵付収納箱に収めること。

参考図

